

基本目標5 仕事と子育ての両立の推進

1. 多様な保育サービスの充実

現状と課題

保護者が安心して仕事と子育てを両立させるためには、刻々と変化する保護者の多様なニーズにあつた環境づくりや保育サービスの提供が必要になります。

行政の今後の取組

子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を記載することとなっており、本計画においては、各事業に応じて提供区域を設定し、年度ごとの量の見込み及び確保方策を設定します。

また、平成27年4月から、就学前の子どもの教育・保育を保障するため、「子ども・子育て支援給付」として、認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等の施設等を利用した場合に共通の給付制度が導入されました。給付制度には、認定こども園・幼稚園・保育所を対象とした「施設型給付」と、小規模保育等を対象とした「地域型保育給付」があり、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組みです。

さらに、地域の実情に応じた子ども・子育て支援を充実させるため、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする、「地域子ども・子育て支援事業」があります。

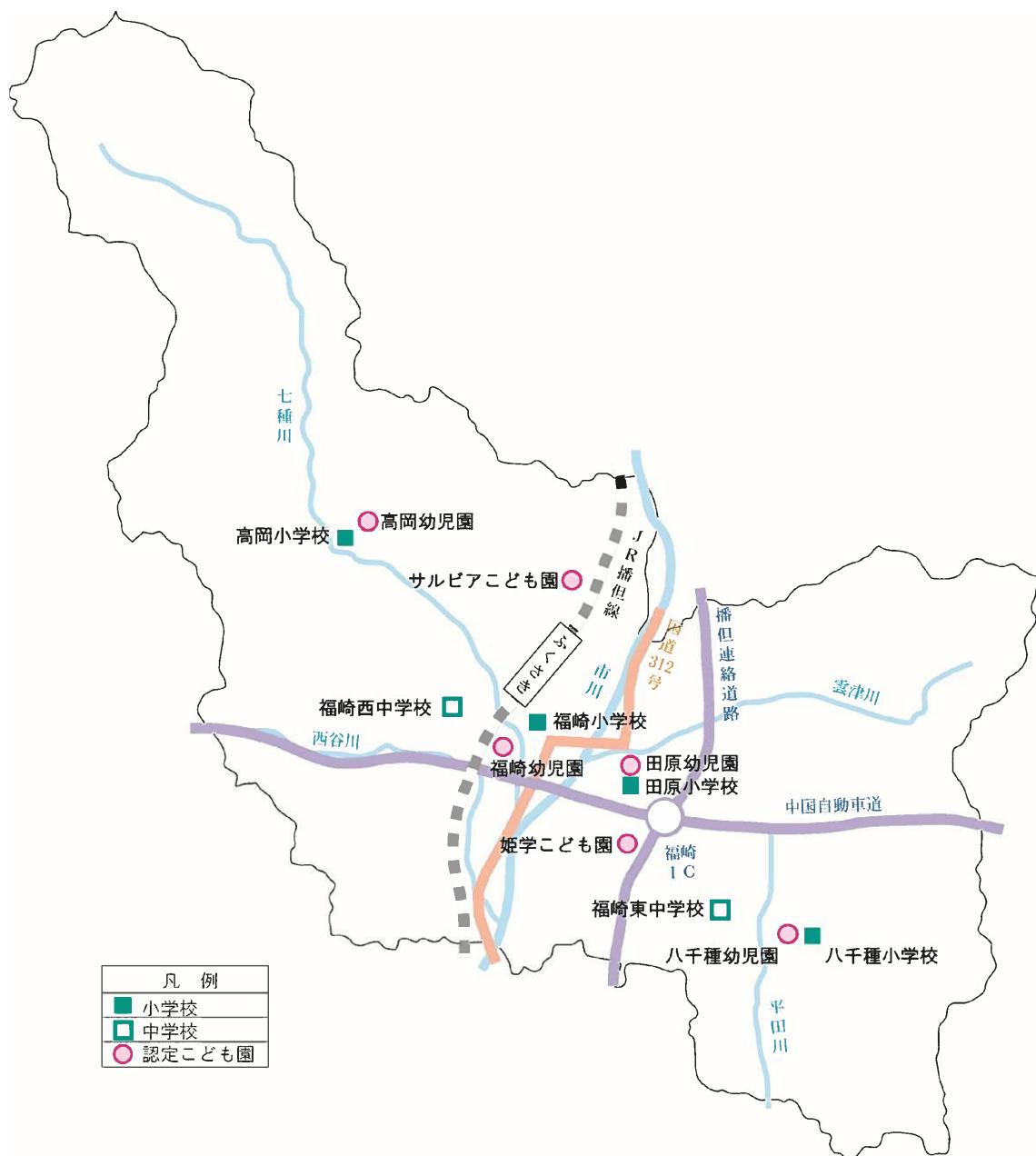
子ども・子育て支援給付	地域子ども・子育て支援事業
施設型給付	
認定こども園	①時間外保育事業（保育所の延長保育）
幼稚園	②放課後児童健全育成事業（学童保育）
保育所	③子育て短期支援事業（ショートステイ）
地域型保育給付	④地域子育て支援拠点事業
小規模保育事業	⑤一時預かり事業
家庭的保育事業	⑥病児保育事業
居宅訪問型保育事業	⑦子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)
事業所内保育事業	⑧利用者支援事業
児童手当	⑨妊婦健診事業
	⑩乳児全戸訪問事業
	⑪養育支援訪問事業
	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
	⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(1) 教育・保育提供区域の設定

本町では、小学校区ごとの状況を考慮した供給体制の充実を図りながら、町全体を1つの教育・保育提供区域と定め、より効率的な教育・保育の提供を行います。

小学校	中学校	公立認定こども園	私立認定こども園
田原小学校	福崎東中学校	田原幼稚園	姫学こども園
八千種小学校		八千種幼稚園	
福崎小学校	福崎西中学校	福崎幼稚園	サルビアこども園
高岡小学校		高岡幼稚園	

【教育・保育の提供体制】



(2) 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

① 1号認定（教育）

- ・満3歳以上、教育標準時間設定
- ・幼稚園等での教育を希望される場合
- ・利用先は、幼稚園、認定こども園

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人	109	111	107	108	108
1号認定	人	109	111	107	108	108
2号認定（教育）	人	0	0	0	0	0
②確保方策	人	130	130	130	130	130
認定こども園	人	130	130	130	130	130
③差し引き（②-①）	人	21	19	23	22	22

【確保方策】

現在の提供体制を維持します。

② 2号認定（保育）

- ・満3歳以上、保育認定
- ・「保育の必要な事由※」に該当し、保育所等での保育を希望される場合
- ・利用先は、保育所、認定こども園

※「保育を必要とする事由」とは、

- 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む）
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障がい
- 同居又は長期入院等をしている親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動（起業準備を含む）
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として町が認める場合

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人	358	364	353	355	354
②確保方策	人	395	395	395	395	395
認定こども園	人	395	395	395	395	395
③差し引き（②-①）	人	37	31	42	40	41

【確保方策】

現在の提供体制を維持します。

③ 3号認定（保育）

- ・満3歳未満、保育認定
- ・「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合
- ・利用先は、保育所、認定こども園、地域型保育

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人	184	183	188	189	190
〇歳	人	29	29	29	29	29
1・2歳	人	155	154	159	160	161
②確保方策	人	197	197	197	197	197
認定こども園	人	197	197	197	197	197
③差し引き（②-①）	人	13	14	9	8	7

【確保方策】

現在の提供体制を維持します。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

①時間外保育事業（認定こども園・保育所の延長保育）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人	150	150	150	150	150
施設数	か所	6	6	6	6	6
②確保方策	人	150	150	150	150	150
施設数	か所	6	6	6	6	6
③差し引き（②-①）	人	0	0	0	0	0

【確保方策】

現在の提供体制を維持します。

②放課後児童健全育成事業（学童保育）

保護者が専門家庭にいない児童（小学生）を対象に、小学校の余裕教室等で適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業です（対象児童：1年生～6年生）。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人	291	294	303	311	322
1年生	人	88	92	95	99	103
2年生	人	64	69	72	75	78
3年生	人	58	53	57	59	62
4年生	人	47	41	38	41	42
5年生	人	20	27	24	22	24
6年生	人	14	12	17	15	13
②確保方策	人	291	294	303	311	322
③差し引き（②-①）	人	0	0	0	0	0

【確保方策】

現在の提供体制を維持します。

女性の就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の増加が見込まれることから、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を公表し、すべての児童が放課後を安心・安全に過ごすことができるよう、放課後児童クラブ事業等の計画的な整備を進めていくこととされました。

本町においては、目標達成するために国が掲げている事業の推進について、すでに本計画の中に網羅しており、その事業を今後着実に実施していきます。

③子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日/年	40	40	40	40	40
②確保方策	人日/年	40	40	40	40	40
③差し引き（②-①）	人日/年	0	0	0	0	0

【確保方策】

※人日：1年間における延べ利用日数

現在の提供体制を維持します。

④地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日/年	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
②確保方策	か所	3	3	3	3	3

【確保方策】

※人日：1年間における延べ利用日数

現在の提供体制を維持します。

⑤一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

幼稚園型	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日/年	1,280	1,200	1,200	1,200	1,200
1号認定	人日/年	1,280	1,200	1,200	1,200	1,200
2号認定	人日/年	0	0	0	0	0
②確保方策	人日/年	1,280	1,200	1,200	1,200	1,200
③差し引き（②-①）	人日/年	0	0	0	0	0

【確保方策】

※人日：1年間における延べ利用日数

現在の提供体制を維持します。

幼稚園型以外	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日/年	240	240	240	240	240
②確保方策	人日/年	240	240	240	240	240
③差し引き（②-①）	人日/年	0	0	0	0	0

【確保方策】

※人日：1年間における延べ利用日数

現在の提供体制を維持します。

⑥病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日/年	0	30	30	30	30
②確保方策	人日/年	0	30	30	30	30
③差し引き（②-①）	人日/年	0	0	0	0	0

【確保方策】

※人日：1年間における延べ利用日数

令和2年度中に神崎郡3町で1施設を整備し、事業を推進していきます。

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育ての保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

計画期間における量の見込みはありませんが、事業実施の検討を行います。

⑧利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整等を実施する事業です。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	か所	1	1	1	1	1
②確保方策	か所	1	1	1	1	1
基本型※1	か所	0	0	0	0	0
特定型※2	か所	0	0	0	0	0
母子保健型※3	か所	1	1	1	1	1

※1 基本型：子育て家庭から日常的に相談を受け、個別のニーズを把握し、子育て支援事業や認定こども園等にあたっての助言・支援を行うほか、より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりなどを行う。

※2 特定型：子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における認定こども園や各種のサービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。いわゆる保育コンシェルジュ。

※3 母子保健型：保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からのさまざまな相談に応じ、母子保健サービス等の情報提供や関係機関と協力して支援プランの策定などをを行う。

【確保方策】

現在の提供体制を維持します。

⑨妊婦健診事業

妊婦が医療機関等で受診した健康診査について、所定の金額を公費負担する事業です。

- ・実施場所：病院、診療所、助産所
- ・検査項目：血液検査、超音波検査、NST他
- ・実施時期：今回の妊娠期間に限る

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人	210	210	210	210	210
	回	2,520	2,520	2,520	2,520	2,520
②確保方策	人	210	210	210	210	210
	回	2,520	2,520	2,520	2,520	2,520

【確保方策】

今後も引き続き、事業を推進していきます。

⑩乳児全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問し、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言、子育て支援に関する情報提供、養育についての相談等を行うことにより、乳児の健全な育成環境の確保を図る事業です。

- ・実施機関：福崎町保健センター
- ・委託団体等：在宅保健師・助産師

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人	140	140	140	140	140
②確保方策	人	140	140	140	140	140
③差し引き（②-①）	人	0	0	0	0	0

【確保方策】

今後も引き続き、事業を推進していきます。

⑪養育支援訪問事業

家庭における安定した養育ができるよう、養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人	26	26	26	26	26
②確保方策	人	26	26	26	26	26
③差し引き（②-①）	人	0	0	0	0	0

【確保方策】

今後も引き続き、事業を推進していきます。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

(4) 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進体制の確保の内容

①教育・保育の情報提供

●的確な情報提供

各地域の就学前児童の数や、教育・保育施設等の利用状況を把握し、それぞれの地域の実情について的確に情報提供を行います。

②研修等に対する支援

●研修の実施

認定こども園の特徴を活かした園づくり、園運営が行えるよう、実践的な研修を行います。

●人材の育成

幼保連携型認定こども園教育・保育要領で求められている、質の高い保育や子育て支援、保護者支援等に役立つ研修を実施し、保育教諭一人ひとりの資質の向上を図り、人材育成に努めます。

●施設長の能力の向上

認定こども園の施設長として求められる、マネジメント能力やコーディネート能力を高めるための支援を行います。

③質の高い教育・保育の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方

●幼児期の教育・保育の意義

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であり、この時期に一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することが必要であることから、3歳児からの就学前教育を行い、より良質な教育・保育を提供することで、豊かな人間形成が可能となる環境を整えます。

●推進状況の確認

乳幼児期の教育・保育について、有識者、事業者、保護者代表、行政等による情報交換を行い、推進状況等についての意見をいただき、より良質な教育・保育の提供について検討します。

④地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方と主な事業の推進方策

●時間外保育事業（延長保育）

保護者が仕事等の都合により、通常の保育時間を超えて保育所等で児童を預かって欲しい場合に時間を延長して保育を行うもので、保護者の幅広い就労形態を支援するため、保護者のニーズに柔軟に対応できるよう努めます。

●放課後児童健全育成事業（学童保育）

就学前からの切れ目のない子育て支援が行えるよう、地域ごとの実情に応じた施設整備を進めます。また、質の高い保育を実施するため、人材確保と研修受講により指導員の資質向上に努めます。

●子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行えるよう周知に努め、引き続き実施していきます。

●地域子育て支援拠点事業

地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施します。

●一時預かり事業

認定こども園や保育所等の施設を利用していない子どもについて、家庭での保育が困難となる場合などに一時的に預かる「一般型」を実施します。

また、1号認定を受けた子どもを預かる「幼稚園型」についても実施します。

●病児保育事業

令和2年度中に神崎郡3町で病児保育施設を整備し、病気やケガで教育・保育事業が利用できない児童と保護者に必要な支援を行います。

●子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

現在、事業を実施していませんが、ニーズの把握に努め、事業実施に向けた検討を行います。

●利用者支援事業

多様な子育て需要に対応するため、子ども子育て支援新制度では多様な施設・事業類型が制度化されています。子どもや保護者、妊娠している方が、その置かれている環境に応じて自分に合ったサービスを選択し、良質な教育・保育や子育て支援が受けられるよう、拠点において町が情報提供を行うとともに、必要に応じて相談・助言等などの利用者の支援を行います。

●妊婦検診事業

必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行います。

●乳児全戸訪問事業

生後2か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

●養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童の支援に資する事業

・養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行います（市町村が実施主体、民間主体への委託が可能）。

・要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

要支援児童への適切な対応を目的とした要保護者対策地域協議会の機能強化を図るための取組に対して支援します。

さらに、調整機関や関係機関等の専門性強化及び連携強化を図ります。

⑤教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携

地域型保育事業者が円滑に連携施設の設定が行えるよう、町が教育・保育施設と調整・仲介するなど、必要な支援を行います。

⑥認定こども園と小学校との連携についての基本的考え方と推進方策

●幼児期の育ちの連續性の観点

遊びを中心とした生活を通して体験を積み重ね、一人ひとりの発達に応じて総合的に指導を行う認定こども園の教育・保育と、時間割に基づき各教科の内容を教科書などの教材を用いて学習する小学校では、子どもの生活や教育方法が異なりますが、子どもの育ちや学びが連続していることに着目し、生活の変化に子どもが対応し、幼児期の教育・保育と小学校教育が円滑に接続できるように、本町の実情に応じた創意工夫による連携策を講じます。

●推進体制

各施設において、円滑な連携のための担当者を決めるなど、体制整備を行うとともに、連携のための活動を年間計画に位置付けるなど、組織的かつ計画的に実施します。

●保育教諭と小学校教諭の連携

就学前の児童と小学校の児童の交流の機会を設け、相互のねらいに対応した活動となるよう、保育教諭と小学校教諭が連携して、指導計画の作成などを行います。

●合同研修

保育教諭と小学校教諭との意見交換や、合同の研究会及び研修会、保育参観や授業参観等、相互交流の機会を設けます。

●カリキュラム

幼児期の教育・保育と小学校教育の接続を意識したカリキュラムを編成し、子どもの育ちと学びの連續性を保つため、つながりを意識した指導を行います。

(5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、対象となる保護者は、市町村から「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要がありますが、この「子育てのための施設等利用給付」の実施に当たり、子ども・子育て支援法第60条第1項に規定される基本指針が一部改正され、市町村子ども・子育て支援事業計画で、「子育てのための施設等利用給付の実施に当たって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行うこと等を定めること」とされました。

本町では、幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、適切な給付を行うため、町内外の施設等と協働し適切な給付を実施します。

(6) その他

①産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
子育てに関する町のホームページやリーフレットの充実を図るなど、教育・保育の利用に関して、いつでも、どこでも必要な情報を取得することができる環境を整備します。

②子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

ア. 障がい児施策の充実等

●早期発見の推進

障がいの原因となる疾病や事故の予防、早期発見や治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査を推進します。また、育児教室や育児相談により、早期からの子育て相談を実施します。

●職員の専門性の向上

障がい児に関する研修に参加し、保育教諭等の資質や障がい児に関する専門性の向上を図ります。

●教育・保育上必要な支援

自閉症等の発達障がいを含む障がいのある子どもについては、障がいの状況に応じて、その可能性を伸ばし、自立して社会参加するために必要な力を培うため、一人ひとりの希望に応じた適切な教育・保育上必要な支援を行います。

教育・保育施設や地域型保育事業において、障がい児等の受け入れを推進するとともに、受け入れに当たっては、関係機関との連携を図ります。

●障がい児が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりの推進

- ・受け入れ態勢の充実を図ります。
- ・放課後の居場所づくり、仲間づくりを支援します。
- ・相談体制や情報提供の充実を図ります。

● 1歳6か月児健診事後指導事業

1歳6か月児健診等において、ことばが遅い等の発達の遅れや偏り、もしくはその疑いがあると判断された児童とその保護者及び支援が必要と判断された児童とその保護者に対し、各種相談に応じるとともに療育指導を行い、その健全育成を図ります。

イ. 児童虐待防止対策の充実

子どもに関わる関係機関が有機的な連携を図りながら児童虐待防止の取組を進めるとともに、事例検討や、勉強会等で各機関の意識啓発、専門知識の向上に努め、関係機関の連携を強化することで、児童虐待防止に努めます。

ウ. 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

母子家庭等の自立に必要な情報提供や指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、自立を支援します。

③労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現のための働き方の見直しや仕事と子育ての両立のために、関係部局と連携して町内の事業者への啓発に努めます。

地域や親・家庭に担っていただきたい役割

主体	取組の方向性
地域	<ul style="list-style-type: none">・近所同士で子どもを預かりましょう。・地域のイベント等では、託児コーナーを設けましょう。
親・家庭	<ul style="list-style-type: none">・必要になったときに、自ら選んで利用できるよう、どのようなサービスがあるか確認しましょう。・家庭で子育てをしている人も利用できる保育サービスがあるので、緊急時などは相談しましょう。

2. 仕事と子育てを両立するための社会環境の整備

現状と課題

近年、女性の高学歴化や就業意識の高まりなどを背景として、女性の社会進出が進み、夫婦共働きの家庭も多くなっているとともに、その就業形態も多様化しています。そのため、家庭、事業所、行政等が連携し、保護者が仕事と子育てを希望するバランスで両立できる環境づくりを進めていく必要があります。

夫婦の家事・育児分担は個々の家庭で行われるべき問題ですが、夫婦ともに育児休業制度や有給休暇を有効に利用し、子育てのための時間を積極的に持つことが必要です。そのためには、男女共同参画の理念や「子育て社会化」の考え方のもと、子育て家庭に配慮された職場環境の整備や職場の理解が望まれます。

行政の今後の取組

取組内容	取組の方向性
子育てしやすい職場環境づくりの啓発	<ul style="list-style-type: none">事業主に対して、育児休業制度の導入と利用促進、労働時間の短縮などの啓発を図るとともに、職場の従業員にも子育て支援の重要性についての意識啓発を行い、仕事と子育てが両立できる雇用環境づくりへの理解・協力を求めていきます。
男女共同参画の意識啓発と促進	<ul style="list-style-type: none">家庭、地域、職場での男女の固定的な役割分担意識を是正するための啓発に努めるとともに、子育て講座などに父親の参加を呼びかけ、男性の子育てへの参加を促進します。男女ともに職業生活重視の考えを改め、家庭生活や地域生活に積極的に参加していくための意識啓発に努めます。

地域や親・家庭に担っていただきたい役割

主体	取組の方向性
地域	<ul style="list-style-type: none">事業所は子育ての大切さを理解し、労働時間を短縮したり、休暇の取りやすい職場環境をつくりましょう。地域で男女の固定的な役割分担に対する意識を是正していきましょう。
親・家庭	<ul style="list-style-type: none">夫婦で相談して、家事・育児の役割分担を決めましょう。育児・介護休業を夫婦で活用し、仕事と家庭の両立を目指しましょう。ノー残業デーを決めましょう。

基本目標6 子ども等の安全の確保

1. 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

現状と課題

子どもの交通安全を確保するためには、子ども自身が外出時の危険性や交通ルールなどを理解することが大切であり、警察、認定こども園、学校、関係団体などが連携し、地域が一体となった取組を推進していくことが必要となります。

本町では、交通安全教育として、認定こども園、学校などの教育機関や自治会において交通安全教室を実施しています。また、交通安全モデル地区や交通事故防止強化運動実施地区の指定を行い、地域全体で交通安全意識の高揚を図っています。

行政の今後の取組

取組内容	取組の方向性
交通安全教育の推進	<ul style="list-style-type: none">親や子どもを対象として、警察、認定こども園、学校、関係団体などが連携して、学校における交通安全教室を実施するとともに、自治会単位でビデオ、講話などの交通安全教室を実施します。
通学路の安全確保	<ul style="list-style-type: none">通学路は生活道路の一部であり、生活道路の安全性が高まらなければ通学路の安全も高まりません。子どもにとって安全な道路環境は、すべての歩行者にとって安全な道路環境であることから、生活道路対策と連携して通学路対策を進めています。地域住民の利用が中心となる生活道路は、比較的幅員が狭く、通学路でないところでも多くの交通事故が発生しています。子どもの安全を考え、通学路のみではなく、地域全体が安全になるように対策を実施します。

地域や親・家庭に担っていただきたい役割

主体	取組の方向性
親・家庭	<ul style="list-style-type: none">家庭においても交通安全の大切さを教えましょう。保護者が車の運転や歩道の横断など、子どもの手本となりましょう。

2. 子どもを犯罪から守る活動の推進

現状と課題

子どもを犯罪の被害から守るためにには、住民一人ひとりが防犯に対する意識を強く持ち、警察、学校、関係機関、関係団体が連携を図りながら、子どもを見守る活動を推進し、犯罪のない明るく安全なまちづくりに取り組んでいくことが必要です。

本町では、住民の防犯・防災意識の高揚を図り、自主的な安全活動を推進することにより、地域の生活の安全に寄与することを目的として、生活安全条例を制定しており、関係団体及び広く住民に自主防犯意識の高揚や防犯に関する情報提供などの啓発を行っています。

また、警察、学校、防犯指導委員会、地域安全推進協議会が連携を図り、防犯パトロールや補導活動を実施するとともに、まちづくり防犯グループや地域の見守り隊、子どもを守る110番の家など、子どもを守る活動を実施しています。

行政の今後の取組

取組内容	取組の方向性
地域ぐるみの防犯体制の構築	<ul style="list-style-type: none">・警察、学校、関係機関、関係団体などがより一層連携を図り、防犯活動を強化していくために、防犯に関する情報提供を充実させるとともに、地域の事故・犯罪に対する迅速な情報提供体制の構築を目指します。・まちづくり防犯グループや地域のボランティアによる見守り活動を支援し、地域ぐるみで防犯活動を推進していきます。
「子どもを守る110番の家」の周知徹底	<ul style="list-style-type: none">・「子どもを守る110番の家」の趣旨を理解し、その場所について正確に認識してもらうために、子どもや親に対して、学校や町広報などを通じた周知徹底を図ります。
防犯意識の高揚	<ul style="list-style-type: none">・住民すべてに対して、犯罪防止の広報活動や街頭キャンペーンなどによる啓発活動を行い、子どもを犯罪から守るための意識啓発と自主的な防犯意識の高揚を図ります。

地域や親・家庭に担っていただきたい役割

主体	取組の方向性
地域	<ul style="list-style-type: none">・地域の団体やグループで防犯活動を実行しましょう。・外で遊んでいる子どもの安全を気にかけ、地域で見守りましょう。・地域で不審者を見かけたら通報しましょう。・子どもが夜遅くに出歩いていたら注意しましょう。・地域安全推進協議会や地域の防犯委員、まちづくり防犯グループの活動に協力しましょう。

基本目標7 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

1. いじめや児童虐待等の対策の充実

現状と課題

児童虐待の防止策としては、不安やストレスなどを抱えている親に対して、相談体制の充実を図り、育児不安・負担を取り除き、地域社会全体で支えていく体制を構築することが必要です。

また、虐待の早期発見、早期対応に取り組んでいくため、地域の関係機関が連携し、総合的な支援体制を構築することが求められています。

一方、学校においては、いじめや不登校などの問題も増加していることから、スクールカウンセラーなどの専門の職員を配置し、子どもの心のケアを充実させることが必要です。

本町では、平成28年度に子育て世代包括支援センターを立ち上げ、妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない支援を行うとともに、令和元年度から子ども家庭総合支援拠点（ふくさきっこステーション）を設置し、実態把握、相談対応、情報提供、連絡調整等要支援児童に関する支援全般に係る業務を行い、月1回自立家庭相談日を開設し、不登校などの支援の必要な児童生徒のケアに努めています。

また、要保護者対策地域協議会を設置し、福祉、保健、学校、警察などの関係機関と連携しながら虐待の早期発見・早期対応に努めています。

学校においては、不登校及び不登校傾向にある児童・生徒の一日も早い学校復帰を支援するため、「のぞみ学級」を設置できる体制を整えています。スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、いじめや不登校などの悩みを抱える子ども及び保護者の相談にあたるとともに、「心開く親の会」を開設し、子どもの学校復帰に向けて、親への相談指導を行っています。

行政の今後の取組

取組内容	取組の方向性
児童虐待防止対策の充実	<ul style="list-style-type: none">児童虐待に関する広報啓発に努め、住民の関心を深め早期発見につなげていきます。要保護者対策地域協議会を定期的に開催し、ケースの進行管理を行い、適切な支援を継続していきます。
虐待対策に関わる専門職等の資質の向上	<ul style="list-style-type: none">児童虐待や相談対応に関する研修会について、積極的に参加し対応スキルの向上を目指していきます。要保護者対策地域協議会の中でも研修会を企画し、学校や地域の関係者が児童虐待に関する理解を深め、適切な対応につなげることにより地域の支援体制を強化していきます。
いじめや不登校への対応の充実	<ul style="list-style-type: none">学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー不登校指導員を配置し、横断的連携の強化を図り、不登校児童・生徒及び親の心のケアのために相談・支援の充実に努めます。家庭自立相談日について周知を図り、不登校や家庭内暴力等課題のある児童生徒の利用を促し、関係機関と連携を図りながら継続的な支援を目指します。

地域や親・家庭に担っていただきたい役割

主体	取組の方向性
地域	<ul style="list-style-type: none">地域に孤立した家庭がないよう、日頃からお互いに声を掛け合い、子どものプライバシーに注意しながら良い相談相手になりましょう。子どもの表情やけがなどで気になることがあれば、関係機関に知らせましょう。
親・家庭	<ul style="list-style-type: none">子どもとの関わり方に困ったら、専門家に相談しましょう。子育てについて、何でも話し合える仲間をつくりましょう。

2. ひとり親家庭の自立支援の推進

現状と課題

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二重の役割をひとりで担うこととなり、住居、収入、子どもの養育等の面でさまざまな問題を抱えることになります。

こうしたひとり親家庭の安定した生活に向けて、それぞれの抱える問題を的確に把握し、経済的支援だけでなく、育児相談や必要な情報提供を行うなど、自立に向けたさまざまな福祉サービスを充実することが必要です。

現在、本町では、ひとり親家庭の生活の安定と自立を助けるために、母子家庭等に対する児童扶養手当の支給や、ひとり親家庭に対する就学・就業助成金給付を実施しています。

また、窓口相談や母子保健事業の中で保健師による育児相談や保健指導を行っています。

行政の今後の取組

取組内容	取組の方向性
相談・指導体制の充実	<ul style="list-style-type: none">窓口相談や母子保健事業における支援を充実させるとともに、ひとり親家庭の生活と安定に向けて、民生委員・児童委員や主任児童委員、関係機関との連携を図りつつ、適切な助言・指導を行える体制を整えます。
生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none">ひとり親家庭の経済的負担の軽減に向けて、就学援助金などの各種手当を社会的環境の変化に即して充実させていきます。
経済的自立の促進	<ul style="list-style-type: none">ひとり親家庭の経済的自立に向けて、能力開発や就業機会の確保に努めるとともに、就業環境を整えるための各種資金の貸付制度の充実や保育体制の充実を図ります。

地域や親・家庭に担っていただきたい役割

主体	取組の方向性
地域	<ul style="list-style-type: none">ひとり親家庭の保護者は、一人で二人分の役割を担っていることを理解しましょう。ひとり親家庭が地域から孤立することがないように声をかけましょう。

3. 障がいのある子どもへの支援

現状と課題

障がいのある子どもの健全な育成を支援していくためには、妊婦及び乳幼児の健康診査、学校の健康診断の充実を図り、発達の遅れや偏り、障がいの早期発見ができる体制づくりと早期対応・早期療育を行うことのできる体制及び相談支援体制の充実が必要です。

また近年、自閉症、ADHD、学習障がいなど発達に課題のある子どもが増加し、個々の子どもの特性を理解し発達支援していくための療育や個別支援教育の提供が急務となっています。支援の必要な子どもにはサポートファイルを作成し、適切な支援が継続できるよう取り組んでいます。保育教諭や小中学校の教員への研修も必要です。

また、ノーマライゼーションの理念のもとに障がい児が身近な地域で安心して生活ができる地域社会づくりも重要となります。

現在、本町では、「福崎町障がい者プラン」及び「障がい児福祉計画」に基づき、教育機関と医療・福祉関係機関等が十分に連携し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した計画的な教育や効果的な療育が行われる体制整備に努めています。また、心身障がい児福祉の増進を図るため、特別児童扶養手当などの各種手当の支給を実施しています。

行政の今後の取組

取組内容	取組の方向性
障がい児教育（特別支援教育）の充実	<ul style="list-style-type: none">一人ひとりの障がいに応じた多様な教育の展開を図り、教育体制を充実するとともに障がい者と健常者がともに学ぶ機会を得て、お互いに正しい理解を持ち、「ともに生きる社会」づくりのための交流教育の推進に努めます。一人ひとりの子どもに合った個別支援計画を作成し、適切な個別支援を提供できるよう教職員の資質向上を図るための研修に取り組みます。
障がい児理解のための啓発	<ul style="list-style-type: none">障がい児や障がい児のいる家庭を温かく見守り、支援するための地域づくりを実現するため、多様化する障がいと障がい児に対する理解を深めるための啓発を図ります。
療育支援体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none">妊婦健診、乳幼児健診、相談事業、認定こども園への巡回相談、5歳児相談を実施し、障がいの早期発見に努め、保護者へ理解を促し、専門相談で発達評価や診断を行い、早期療育を目指します。認定こども園や学校と連携を図り、サポートファイルの作成・活用に努めています。要保護者対策地域協議会において、要支援ケースの進行管理を行い、総合的な把握、課題の整理を行い、適切な支援を継続していきます。

地域や親・家庭に担っていただきたい役割

主体	取組の方向性
地域	<ul style="list-style-type: none">障がいや障がい児に対する理解を深めましょう。障がい児の保護者同士が集まれる場所を提供しましょう。
親・家庭	<ul style="list-style-type: none">子どもの発育で気になることがあれば、早めに相談しましょう。（再掲）現在行われている障がい児に関わる療育・相談事業や就職指導などに積極的に参加しましょう。

4. 家庭の経済状況等に関わらず、子どもが健やかに育つための支援

現状と課題

育児にかかる経済的負担感が大きいために、希望する子どもの数が持てなかったり、子どもを持つこと自体をためらう場合もあり、それが少子化の一因にもなっているため、子育てにかかる経費の負担軽減のための施策の充実は、家庭における子育て支援の重要課題のひとつであるといえます。

本町では、児童手当の支給、乳幼児医療費の助成、母子家庭等医療費助成や就学援助等の支給、保育料の軽減措置により、保護者の負担軽減を図っていきます。

行政の今後の取組

取組内容	取組の方向性
経済的負担減施策の周知	<p>児童手当や保育料軽減措置など、制度の周知を図っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none">●児童手当 中学校3年生までの児童（15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童）を養育している方に支給されます。●児童扶養手当 父又は母と生計をともにできない児童を養育している人や、父又は母に極めて重度の障がいがある場合等に支給されます。●特別児童扶養手当 心身又は精神に障がいのある20歳未満の児童を監護する父又は母、または父母にかわってその児童を養育している人に支給されます。
乳幼児医療費助成等の継続	<p>乳幼児等・こども医療費の助成など、各種経済的負担軽減策を継続していきます。</p> <ul style="list-style-type: none">●乳幼児等・こども医療費助成 医療保険で診察を受けた中学3年生までの乳幼児等・こどもを対象に、医療費の自己負担を全額助成します。また、高校生についても、入院にかかる医療費の自己負担を全額助成します。●母子家庭等医療費助成 18歳までの子又は20歳未満の高校在学中の子を監護している母子家庭の母、父子家庭の父、その子を対象に、医療費の自己負担を全額助成します。●未熟児養育医療 体重2,000g以下で生まれた赤ちゃんで、医師が入院養育を必要と認めた場合に、入院医療費等を公費で負担します。
不妊治療にかかる助成の実施	<ul style="list-style-type: none">・体外受精及び顕微授精の特定不妊治療にかかる治療費助成事業を継続し、加えて令和元年度からは不育症治療支援事業を実施し、対象者の経済的な負担軽減を図っていきます。
子どもの貧困対策の推進	<ul style="list-style-type: none">・子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るために本町の実情に応じた子どもの貧困対策に関する施策等を継続して推進します。
外国につながる子ども・家庭への支援	<ul style="list-style-type: none">・外国につながる子ども（両親またはそのどちらか一方が、外国出身者である子ども）が円滑に教育・保育等の利用ができるよう、保護者などへの支援を行います。